

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市西区立売堀五丁目5番21号
氏 名 新虎興産株式会社
代表取締役 木村高士

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 崇政



許可の年月日

令和5年9月27日

許可の有効年月日

令和10年9月18日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。以上3種類)、汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、ばいじん(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上11種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

所 在 地：山口県山陽小野田市大字小野田字末広7525番31

面 積：10.5m²

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。以上3種類)、汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、ばいじん(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上11種類

保 管 上 限：10.5m³、積み上げ高さ：屋内保管

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年9月27日 更新許可

令和5年10月4日 変更許可 (変更事項：事業の区分「積替え又は保管を含む」への変更)

5. 積替え許可の有無

無 (下関市)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有